

検定審査不合格となるべき理由書

受理番号 107-90	学校 高等学校	教科 地理歴史	種目 歴史総合	学年
-------------	---------	---------	---------	----

1. 不合格理由

本申請図書は、高等学校教科用図書検定基準（平成30年9月18日文科科学省告示第174号）に照らして、以下の理由と「2. 欠陥箇所」に示すとおり、学校教育法（昭和22年法律第26号）第50条に定める高等学校の目的、同法第51条第1号に定める高等学校教育の目標、高等学校学習指導要領（平成30年文科科学省告示第68号）の総則、地理歴史科の目標、地理歴史科の歴史総合の目標、内容及び内容の取扱いに照らして、教科用図書としての基本的な構成について重大な欠陥が見られ、教科用図書として適切性を欠いている。

同法第50条においては、「高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする」こと、同法第51条第1号においては、「義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健全な身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと」を掲げ、高等学校学習指導要領の総則においては、教育課程の編成にあたっては、「中学校教育までの学習の成果が高等学校教育に円滑に接続され」ることに配慮しながら学校段階間の接続を図るものとされている。これらに照らして、本申請図書は、中学校学習指導要領（平成29年文科科学省告示第105号）社会科（歴史的分野）に基づき、令和5年度に検定に合格し、令和7年度から使用されている図書と内容がほぼ同一のものとなっている。高等学校学習指導要領と中学校学習指導要領は、内容及び内容の取扱いが異なるにもかかわらず、そのことが適切に踏まえられておらず、高等学校の目的及び高等学校教育の目標を達成するための学習を行うことが非常に困難な構成となっている。

また、高等学校学習指導要領の地理歴史科の目標においては、「諸資料から様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする」こと、地理歴史科の歴史総合の目標においては、「近現代の歴史の変化に関わる諸事象について、世界とその中の日本を広く相互的な視野から捉え、現代的な諸課題の形成に関わる近現代の歴史を理解するとともに、諸資料から歴史に関する様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする」ことを掲げている。これらに照らして、本申請図書は、学習上必要と考えられる諸資料が少なく、近現代の歴史の変化に関わる諸事

2. 欠陥箇所

受理番号 107-90		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 歴史総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	全体		全体	学校教育法第五十条に定める高等学校の教育の目的に一致していない。 (「第五十条 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、…高度な普通教育…を施すことを目的とする。」)	1-(1)	
2	全体		全体	学校教育法第五十一条第一号に定める高等学校の教育の目標に一致していない。 (「一 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、」)	1-(1)	
3	全体		全体	学習指導要領の総則に一致していない。 (第2款4(1)「中学校教育までの学習の成果が高等学校教育に円滑に接続され、」)	1-(2)	
4	全体		全体	学習指導要領に示す地理歴史科の目標に一致していない。 (目標(1)「諸資料から様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。」)	1-(2)	
5	全体		全体	学習指導要領に示す歴史総合の目標に従っていない。 (目標(1)「近現代の歴史の変化に関わる諸事象について、世界とそこの中の日本を広く相互的な視野から捉え、現代的な諸課題の形成に関わる近現代の歴	1-(3)	
				史を理解するとともに、諸資料から歴史に関する様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。」)		
6	全体		全体	学習指導要領の内容に示す事項を取り上げていない。 (内容A「歴史の扉」、B「近代化と私たち」、C「国際秩序の変化や大衆化と私たち」、D「グローバル化と私たち」)	1-(3)	
7	全体		全体	学習指導要領の内容の取扱いに示す事項を取り上げていない。 (内容の取扱い(1)、(2))	1-(3)	
8	全体		全体	題材の扱いが、全体として調和がとれていない。	2-(5)	
9	全体		全体	全体として系統的に構成されていない。 (高等学校地理歴史科歴史総合の構成として不適切である。)	2-(12)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定審査不合格理由書

受理番号 107-90	学校 高等学校	教科 地理歴史	種目 歴史総合	学年
-------------	---------	---------	---------	----

1. 不合格理由

本申請図書は、高等学校教科用図書検定基準（平成30年9月18日 文部科学省告示第174号）に照らして、以下の理由と「2. 欠陥箇所」に示すとおり、学校教育法（昭和22年法律第26号）第50条に定める高等学校の目的、同法第51条第1号に定める高等学校教育の目標、高等学校学習指導要領（平成30年 文部科学省告示第68号）の総則、地理歴史科の目標、地理歴史科の歴史総合の目標、内容及び内容の取扱いに照らして、教科用図書としての基本的な構成について重大な欠陥が見られ、教科用図書として適切性を欠いている。

同法第50条においては、「高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする」こと、同法第51条第1号においては、「義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健全な身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと」を掲げ、高等学校学習指導要領の総則においては、教育課程の編成にあたっては、「中学校教育までの学習の成果が高等学校教育に円滑に接続され」ることに配慮しながら学校段階間の接続を図るものとされている。これらに照らして、本申請図書は、中学校学習指導要領（平成29年 文部科学省告示第105号）社会科（歴史的分野）に基づき、令和5年度に検定に合格し、令和7年度から使用されている図書と内容がほぼ同一のものとなっている。高等学校学習指導要領と中学校学習指導要領は、内容及び内容の取扱いが異なるにもかかわらず、そのことが適切に踏まえられておらず、高等学校の目的及び高等学校教育の目標を達成するための学習を行うことが非常に困難な構成となっている。

また、高等学校学習指導要領の地理歴史科の目標においては、「諸資料から様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする」こと、地理歴史科の歴史総合の目標においては、「近現代の歴史の変化に関わる諸事象について、世界と其中的の日本を広く相互的な視野から捉え、現代的な諸課題の形成に関わる近現代の歴史を理解するとともに、諸資料から歴史に関する様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする」ことを掲げている。これらに照らして、本申請図書は、学習上必要と考えられる諸資料が少なく、近現代の歴史の変化に関わる諸事

2. 欠陥箇所

受理番号 107-90		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 歴史総合	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	全体		全体	学校教育法第五十条に定める高等学校の教育の目的に一致していない。 (「第五十条 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、…高度な普通教育…を施すことを目的とする。」)	1-(1)	
2	全体		全体	学校教育法第五十一条第一号に定める高等学校の教育の目標に一致していない。 (「一 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、」)	1-(1)	
3	全体		全体	学習指導要領の総則に一致していない。 (第2款4(1)「中学校教育までの学習の成果が高等学校教育に円滑に接続され、」)	1-(2)	
4	全体		全体	学習指導要領に示す地理歴史科の目標に一致していない。 (目標(1)「諸資料から様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。」)	1-(2)	
5	全体		全体	学習指導要領に示す歴史総合の目標に従っていない。 (目標(1)「近現代の歴史の変化に関わる諸事象について、世界とそこの中の日本を広く相互的な視野から捉え、現代的な諸課題の形成に関わる近現代の歴史を理解するとともに、諸資料から歴史に関する様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。」)	1-(3)	
6	全体		全体	学習指導要領の内容に示す事項を取り上げていない。 (内容A「歴史の扉」、B「近代化と私たち」、C「国際秩序の変化や大衆化と私たち」、D「グローバル化と私たち」)	1-(3)	
7	全体		全体	学習指導要領の内容の取扱いに示す事項を取り上げていない。 (内容の取扱い(1)、(2))	1-(3)	
8	全体		全体	題材の扱いが、全体として調和がとれていない。	2-(5)	
9	全体		全体	全体として系統的に構成されていない。 (高等学校地理歴史科歴史総合の構成として不適切である。)	2-(12)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

令和 7 年 12 月 22 日

文部科学大臣 殿

住所 (東京都港区芝 5-13-16)

氏名 (令和書籍株式会社
代表取締役 竹田恒泰)

不合格理由に対する反論書

令和 7 年 12 月 1 日付けで通知のあった下記の申請図書に関する不合格理由に対し、別紙のとおり反論がありますので、反論書を提出します。

記

- 1 申請図書の名称 近現代の歴史
- 2 著作者の氏名 竹田恒泰
- 3 目的とする学校、教科、種目及び学年
高等学校 地理歴史 歴史総合
- 4 受理番号 107-90

別紙様式第 10 号別紙①

(日本産業規格 A 列 4 番)

受理番号	107-90
------	--------

番号	指摘箇所		指摘事項	反論
	ページ	行		
1	全体		全体	<p>令和 7 年 12 月 1 日に行われた補足説明において、本申請図書は、当社『国史教科書（第 7 版）』（令書、歴史 236-73）と同一の文章が使用されていることが、この指摘の主旨である旨の説明があった。</p> <p>確かに学校教育法第 50 条は「高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする」と明記しているため、高等学校では、中学校と同等であってはならず、より「高度」であることが求められる。</p> <p>しかし、本申請図書は、令和 5 年の当社外の検定済教科書（東京書籍、教育出版、帝国書院、山川出版社、日本文教出版、自由社、育鵬社、学び舎）のいずれと比較しても、記述の程度がより「高度」である。詳細は別紙 1 を参照されたい。</p> <p>したがって、本申請図書は、学校教育法第 50 条に反している事実はなく、番号 1 の指摘は理由がない。</p> <p>また、中学の既存教科書と「同一の文章が使用」されていることを欠陥とする法令等は存在しないため、この点は欠陥の理由とはなり得ない。</p>

別紙様式第 10 号別紙①

(日本産業規格 A 列 4 番)

受理番号	107-90
------	--------

番号	指摘箇所		指摘事項	反論
	ページ	行		
				<p>もし、当社の歴史 236-73 を基準に、それより「高度」でなくてはならないとなると、既存の高等学校の教科書の一部は、本年度の検定では、条件を満たせなくなるという問題が生じる。現状では、中学校の検定済み教科書の一部は、高等学校の検定済み教科書の一部よりも記述の程度が「高度」である場合が散見されるが、それらに対して適用されない規範が、当社にのみ適用されることは、当社に対する差別的対応となるため不当である。もし当社にのみ適用される場合は、本申請図書と同程度の「高度」な教科書は、当社では検定を通らず、他社であれば通るという矛盾が生じる。</p> <p>学校教育法第 50 条の、より「高度」であることの判定基準は、特定の教科書ではなく、一般的な中学校の教科書を基準とすべきは、現状の検定制度を適法とするならば当然の解釈である。</p> <p>また、本申請図書の検定は、本申請図書をもって行われるべきであり、検定済みの特定の図書（たとえば当社の歴史 236-73）と併せて行われるものではなく、これを併せて行うことは法令等により許容されていない。教科書検定は、法令等に基づいて行われるべきである。</p>

別紙様式第 10 号別紙①

(日本産業規格 A 列 4 番)

受理番号	107-90
------	--------

番号	指摘箇所		指摘事項	反論
	ページ	行		
				もしこの反論が認められない場合は、教科書検定そのものに歪みや矛盾が生じることは論理的に明らかであるため、担当部局におかれては、番号 1 は撤回されることを申し述べる次第である。

別紙様式第 10 号別紙①

(日本産業規格 A 列 4 番)

受理番号

107-90

番号	指摘箇所		指摘事項	反論
	ページ	行		
2	全体		全体	<p>令和 7 年 12 月 1 日に行われた補足説明において、本申請図書において、当社『国史教科書（第 7 版）』（令書、歴史 236-73）と同一の文章が使用されていることが、この指摘の主旨である旨の説明があった。</p> <p>確かに学校教育法第 51 条第 1 号は「義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと」と明記しているため、高等学校では、中学校の成果から「発展拡充」していないものであってはならず、より「発展拡充」したものであることが求められる。</p> <p>しかし、本申請図書は、令和 5 年の当社外の検定済教科書（東京書籍、教育出版、帝国書院、山川出版社、日本文教出版、自由社、育鵬社、学び舎）のいずれと比較しても、記述の程度がより「発展拡充」したものである。詳細は別紙 1 を参照されたい。</p> <p>したがって、本申請図書は、学校教育法第 51 条第 1 号の目標を達成しない事実はなく、番号 2 の指摘は理由がない。</p>

別紙様式第 10 号別紙①

(日本産業規格 A 列 4 番)

受理番号	107-90
------	--------

番号	指摘箇所		指摘事項	反論
	ページ	行		
				<p>また、中学の既存教科書と「同一の文章が使用」されていることを欠陥とする法令等は存在しないため、この点は欠陥の理由とはなり得ない。</p> <p>もし、当社の歴史 236-73 を基準に、それより「発展拡充」していなくてはならないとなると、既存の高等学校の教科書の一部は、本年度の検定では、条件を満たせなくなるという問題が生じる。現状では、高等学校の検定済み教科書の一部は、中学校の検定済み教科書の一部より「発展拡充」していない場合が散見されるが、それらに対して適用されない規範が、当社にのみ適用されることは、当社に対する差別的対応となるため不当である。もし当社のみ適用される場合は、本申請図書と「発展拡充」の程度が同程度の教科書は、当社では検定を通らず、他社であれば通るという矛盾が生じる。</p> <p>学校教育法第 51 条第 1 号の、より「発展拡充」していなければならないことの判定基準は、特定の教科書ではなく、一般的な中学校の教科書を基準とすべきは、現状の検定制度を適法とするならば当然の解釈である。</p> <p>また、本申請図書の検定は、本申請図書をもって行われるべきであり、検定済みの特定の図書（たとえば当社の歴史 236-73）と併せて行</p>

別紙様式第 10 号別紙①

(日本産業規格 A 列 4 番)

受理番号	107-90
------	--------

番号	指摘箇所		指摘事項	反論
	ページ	行		
				<p>われるものではなく、これを併せて行うことは法令等により許容されていない。教科書検定は、法令等に基づいて行われるべきである。</p> <p>もしこの反論が認められない場合は、教科書検定そのものに歪みや矛盾が生じることは論理的に明らかであるため、担当部局におかれては、番号 2 は撤回されることを申し述べる次第である。</p>

別紙様式第 10 号別紙①

(日本産業規格 A 列 4 番)

受理番号	107-90
------	--------

番号	指摘箇所		指摘事項	反論
	ページ	行		
3	全体		全体	<p>令和 7 年 12 月 1 日に行われた補足説明において、本申請図書において、当社『国史教科書（第 7 版）』（令書、歴史 236-73）と同一の文章が使用されていることが、この指摘の主旨である旨の説明があった。</p> <p>確かに学習指導要領第 2 款 4 (1) は「中学校教育までの学習の成果が高等学校教育に円滑に接続され」と明記しているため、高等学校では、中学校の学習の成果を高等学校に接続するものでなければならず、高等学校が中学校からさらに成果を積み増すものでなければならぬ。</p> <p>しかし、本申請図書は、令和 5 年の当社外の検定済教科書（東京書籍、教育出版、帝国書院、山川出版社、日本文教出版、自由社、育鵬社、学び舎）のいずれと比較しても、記述の程度がより「高度」（学校教育法第 50 条）であり、より「発展拡充」（学校教育法第 51 条第 1 号）する内容となっている。詳細は別紙 1 を参照されたい。</p> <p>したがって、本申請図書は、学習指導要領第 2 款 4 (1) を満たさない事実はなく、番号 3 の指摘は理由がない。</p>

別紙様式第 10 号別紙①

(日本産業規格 A 列 4 番)

受理番号	107-90
------	--------

番号	指摘箇所		指摘事項	反論
	ページ	行		
				<p>また、中学の既存教科書と「同一の文章が使用」されていることを欠陥とする法令等は存在しないため、この点は欠陥の理由とはなり得ない。</p> <p>もし、当社の歴史 236-73 を基準に、それより「高度」乃至「発展拡充」的でなくてはならないとなると、既存の高等学校の教科書の一部は、本年度の検定では、条件を満たせなくなるという問題が生じる。現状では、中学校の検定済み教科書の一部は、高等学校の検定済み教科書の一部よりも記述の程度が「高度」乃至「発展拡充」的である場合が散見されるが、それらに対して適用されない規範が、当社にのみ適用されることは、当社に対する差別的対応となるため不当である。もし当社にのみ適用される場合は、本申請図書と同程度の「高度」乃至「発展拡充」的な教科書は、当社では検定を通らず、他社であれば通るという矛盾が生じる。</p> <p>学習指導要領第 2 款 4 (1) の、より高い成果を積み増すもの (より「高度」乃至「発展拡充」的) であることの判定基準は、特定の教科書ではなく、一般的な中学校の教科書を基準とすべきは、現状の検定制度を適法とするならば当然の解釈である。</p>

別紙様式第 10 号別紙①

(日本産業規格 A 列 4 番)

受理番号	107-90
------	--------

番号	指摘箇所		指摘事項	反論
	ページ	行		
				<p>また、本申請図書の検定は、本申請図書をもって行われるべきであり、検定済みの特定の図書（たとえば当社の歴史 236-73）と併せて行われるものではなく、これを併せて行うことは法令等により許容されていない。教科書検定は、法令等に基づいて行われるべきである。</p> <p>もしこの反論が認められない場合は、教科書検定そのものに歪みや矛盾が生じることは論理的に明らかであるため、担当部局におかれては、番号 3 は撤回されることを申し述べる次第である。</p>

(別紙 1)

本申請図書(令和)と歴史 002-72(東書)の比較

中学校の歴史的分野の教科書を出版している出版社は多いが、全てとの比較は分量が多くなり過ぎるため、差し当たりもっとも採択率が高い東京書籍との比較をすることにした。東京書籍は採択率が最も高いことから、中学校における最も標準的な記述程度となっていると見るのは合理的である。

また、全編を比較すると膨大な分量にのぼるため、差し当たり、イギリス革命、アメリカ独立戦争、啓蒙思想、フランス革命について比較検討することとする。

【東書の記述】※東書に記述がない箇所を下線を引いた

(146-147 頁)

1 イギリスとアメリカの革命

欧米諸国の動向 19 世紀になると、欧米諸国がアジアに進出し、日本にも接近するようになりました。その背景には、17 世紀から 18 世紀に、欧米諸国がさまざまな変化を通じて近代化を進め、急速に国力をつけていたことがあります。特にイギリスとフランスは大きく成長し、オランダに代わる最強国の地位を競って何度も戦争をしました。

当時のヨーロッパでは多くの国が君主国でしたが、イギリスとフランスで革命が起こり、北アメリカの植民地でも革命の後、合衆国が独立するなど、新しい政治の仕組みが生まれました。

これらの革命を後おししたのが、ロック、モンテスキュー、ルソーらによる啓蒙思想でした。国王の権力の制限と人民の政治参加を唱えた彼らの思想は、本や雑誌、百科事典などを通じて広まりました。その結果、自由で平等な権利を持つ個人を主役とする市民社会の理想が生まれたため、こうした革命を市民革命と呼ぶこともあります。

イギリスの革命 イギリスの政治の中心は、国王と、地主などの富裕層から成る議会でした。17 世紀半ば、国王が議会を無視して専制を続けたため、国王と議会の間で内戦が始まりました。議会側がクロムウェルの指導で勝利し、国王を処刑して共和制を始めました(ピューリタン革命)。

クロムウェルの死後、イギリスは王政にもどりますが、国王が再び専制を行ったため、1688 年から 89 年に名誉革命が起こり、議会を尊重する王を新たにむかえ、「権利章典」が定められました。こうして世界初の立憲君主制と議会政治が始まりました。この制度は 19 世紀から 20 世紀に、ほかの国にも広まりました。

アメリカの独立革命 イギリスが 17 世紀に北アメリカに作った植民地は、急速に発展していましたが、植民地の人々は本国の議会に代表を送る権利を持ちませんでした。イギリスは、フランスとの戦争の費用で財政が苦しくなったため、植民地に新たな税をかけましたが、植民地側は「代表なくして課税なし」と唱えて反対運動を始めました。イギリスがこれを弾圧したため独立戦争がはじまり、植民地側は 1776 年に独立宣言を発表しました。アメリカはフランスなどの支援を受けて勝利し、人民主権や三権分立を柱とする合衆国憲法を定

め、初代大統領にワシントンを選びました。こうして世界初の大統領制が生まれましたが、
独立直後のアメリカは、大陸の東部だけを領土とする国で、まだ奴隷制が続いていました。

(148-149 頁)

2 フランス革命

フランス革命の始まり 17世紀後半からのフランスでは、国王が政治権力の全てをにぎり、言論を規制しつつ、議会を開かずに国を治めていました（絶対王政）。また身分によって大きな権利の差がありました。特に第一身分（聖職者）と第二身分（貴族）が免税の特権を持ったため、税の負担は人口の大部分をしめる第三身分（平民）が主に担っていました。

18世紀のフランスは、イギリスと戦争を続け、その費用が大きな負担となっていました。アメリカ独立革命を支援した戦費の支払いのために国王が第一・第二身分にも課税しようとして、**1789年**に三つの身分の代表による議会（三部会）を開くと、パリでも地方でも人々が立ち上がり、フランス革命が始まりました。三部会の平民議員たちは新たに国民議会を作り、人間としての自由、法と権利における平等、国民主権、私有財産の不可侵などを唱える人権宣言を発表しました。

しかし、革命の広がりをおそれる周囲の国々が干渉したため、戦争が始まりました。フランスの革命政府は、敵国への協力が疑われた国王を退位させて（後に処刑）、共和制を始めました。また、国民に兵役の義務を課す徴兵制を導入し、革命反対派を処刑するなど（恐怖政治）、政府の権力を強化しました。こうした動きに反対する内乱も起こり、不安定な政治が続くうちに、戦争で活躍した軍人のナポレオンが人気を集めて権力をにぎり、革命の終結を宣言した、**1804年**には皇帝の位に就きました。

ナポレオンの時代 ナポレオンは、イギリス以外のヨーロッパ諸国を戦争で破り、ヨーロッパの大部分を支配しました。また人権宣言をふまえて、その内容を具体的に規定する民法（ナポレオン法典）を定めました。ナポレオンはイギリスも屈服させようとし、各国にイギリスとの貿易を禁じましたが、これに違反したロシアに攻め込んで大敗しました。さらにほかのヨーロッパ諸国も、フランスの支配に対して立ち上がり、ナポレオンの帝国は **1815年**に終わりました。

ナポレオンの退位後、フランスでは革命前の王朝が復帰し、ヨーロッパ各国はウィーン会議を開いて、平和を維持することや革命運動を弾圧することを取り決めました。しかしフランス革命は、啓蒙思想を発展させて普遍的な人権を理想にかかげ、また平民が大きな役割を担った革命だったので、世界中の抑圧に苦しむ人々に希望をあたえました。

【令和の記述】※東書に記述がない箇所に下線を引いた

一 欧米の近代化と日本

イ イギリス革命とアメリカ独立戦争

日本が本格的に近代化に着手したのは明治時代でしたが、欧米は日本の江戸時代にあたる十七世紀から、世界に先駆けて近代化を進めました。ここで、時代を遡って欧米の近代化の歴史に目を向けてみましょう。

十三世紀のイギリスでは、**③**大憲章（マグナ・カルタ）という法典が制定され、国王の権限が制限されることになりました。成立から八〇〇年以上が経ちますが、大憲章は現在のイギリスでも効力を持っています。

十七世紀のイギリスでは地主や商工業者らが力を持ち、議会へ進出しました。国王と議会とはしだいに対立を強めていき、クロムウェルの指導のもと国王は処刑され**④**共和制へ移行しました。彼らの多くがカルヴァンの説いたプロテスタントの一派、ピューリタン（清教徒）であったことから、ピューリタン革命と呼びます**⑤**。

その後クロムウェルが議会を解散させ独裁政治を行うと、彼の死後再び王政は復活しました。しかし、ここでも議会との対立を深め、議会は国王を追放しオランダから新しい国王を迎えました。戦乱なくこの革命が成功したことから名誉革命と呼ばれます**⑥**。ここで定められた『権利章典』には、国王は議会の承認がなければ法律の停止や新たな課税はできないことが明記され、**⑦**立憲君主制および**⑧**議会政治が成立しました。

北アメリカ東海岸には、イギリスからの移民によって十八世紀半ばまでに一三の植民地が作られ自治を行っていました。度重なるフランスとの戦争で疲弊したイギリスが一七七三年、北アメリカの植民地に新たな税を課すと、イギリス議会に議員を送る資格がない植民地の人々は強く反発し、**⑩**ボストン茶会事件が起きました。「代表なくして課税なし」のローガンの下で人々は団結し、イギリスがこれを弾圧したため、一七七五年にアメリカ独立戦争が始まりました。

一七七六年にアメリカ独立宣言が発表され、ジョージ・ワシントンに司令長官とする植民地軍はフランスの支援を受けて戦いに勝利します。その結果アメリカ合衆国が成立し、**⑪**合衆国憲法が作られると、ワシントンは一七八九年、アメリカ初代大統領に就任しました。

注**③** イギリスのジョン王は、失政続きで課税と軍役の要求を繰り返し、貴族から不評を買って、王権を制限し封建貴族の特権を再確認する大憲章を承認した。

注**④**共和制 国家の意思が多数の人々によって決定される政治形態。国王1人や少数の者が国家意思を決める「絶対王政」（専制政治）、あるいは君主によって統治される政治形態「君主制」に対する概念。

注**⑤** 議会を無視して課税し、ピューリタンを弾圧したイギリス王チャールズ1世の専制政治を支持する王党派と、ピューリタンを中心とする議会派の対立が1642年に内戦に発展、1649年に国王が処刑された。

注**⑥** 1688年に議会在国王ジェームズ2世を追放し、長女のメアリー2世と夫のオレンジ公ウィリアム3世を共同統治者にし、1689年に権利章典が発布された。

注**⑦**立憲君主制 君主の権力を憲法によって制限している政治形態。イギリスでは、17世紀の権利章典により絶対王政を否定し、立憲主義に基づいた君主制が確立された。

注⑧議会政治 国家の最高意思を、国民を代表する議会において決定していく政治方式。イギリスは17世紀に世界で初めて議会政治を確立し、18世紀には議院内閣制(⑨)、19世紀には男子普通選挙を導入した。

注⑨議院内閣制 議会と政府を分立させ、政府の存立を議会の信任によるものとする統治制度。議会で多数派の政党が内閣を組織するなどの運用が行われる。

注⑩ボストン茶会事件 1173年にイギリスが北アメリカの植民地の紅茶に課税する茶法を定めると、植民地の人々は先住民に扮装して東インド会社の船を襲い、本国から輸入された紅茶を海に投機した。

注⑪合衆国憲法 1787年に定められた合衆国憲法には、①立法、司法、行政の徹底した三権分立、②自治権を持つ13の州から成る連邦制、③自由で平等な人民が主権を持つ共和国、④大統領制、という特徴がある。

文献史料 マグナ・カルタ(一二一五年、英国、部分要約)

いかなる自由人も、正当な裁判の判決か国の法律によらなければ、逮捕あるいは投獄され、または所持物を奪われ、または追放され、または何らかの方法で権利を侵害されることはない。

〔自由人の権利、適法手続きの原則〕

※王に貴族らの諸権利を確認させ、これを侵害しないと約束させた文書。国王も法の下にあるという原則を確立し、自由の保障の原理を示していることから、世界の立憲主義の発展にとって最重要な文書の一つとされる。

文献史料 権利章典(一六八九年、英国、部分要約)

一、国王の権限により、議会の承認なしに法律とその効力を停止することはできない。

一、国王が法律を無視することはできない。

一、国王が議会の同意なく、王の使用のために税金を課すことはできない。

一、議会での言論の自由および討論と議事手続きについて、議員は議会外で弾劾されない。

※国王の権利を制限し、議会の権利を承認する内容を含み、国民の歴史的権利を盾に絶対主義王権を否定した。英国の立憲政治の基礎とされ、現在もマグナ・カルタとともに憲法の一部とされている。

文献史料 アメリカ独立宣言(一七七六年、部分要約)

我々は、以下の事実を自明のことと信じる。すなわち、すべての人間は生まれながらにして平等であり、神によって、生命、自由、および幸福の追求を含む不可侵の権利を与えられているということ。こうした権利を確保するために、人々の間に政府が樹立され、政府は統治される者の合意に基づいて正当な権力を得る。

そして、いかなる政府も、その目的に反するとき、国民はその政府を廃して新しい政府を樹立する権利を持つ。新しい政府は、国民の安全と幸福が最大となる原則の基盤の上に樹立され、また国民の安全と幸福が最大となる権力の組織化を図らなければならない。

※アメリカにある英国の一三の植民地の代表が、英国からの独立を宣言した文書で、近代の人権思想の基礎となる。後のフランス人権宣言に影響を与えた。

■ロ 啓蒙思想とフランス革命

十七世紀後半のフランスでは⑫ルイ十四世が強大な権力を握り、商工業者や農民は重い税に苦しめられていました。十八世紀に入ると、イギリスやフランスでは、合理的・批判的精神に基づいて伝統的権威や旧来の思想を批判し、理性の啓発によって進歩を図ろうとした啓蒙思想が盛んになりました。

イギリスの哲学者ジョン・ロックは、社会は基本的人権を持つ個人同士の契約で成り立つという社会契約説と、政府の不当な権力行使には抵抗する権利があるとする抵抗権について説きました。フランスの哲学者シャルル・ド・モンテスキューは『法の精神』を著し、イギリスの議会政治を模範とし、権力の集中を防ぐため、立法、司法、行政それぞれの権力を独立させる三権分立の考えを示しました。この考えは、アメリカの合衆国憲法にも取り入れられました。主にフランスで活躍した哲学者ジャン＝ジャック・ルソーは『社会契約論』を著し、国家の主権は人民にあるとする人民主権を主張し、社会全体の利益を目指す政治を行うべきと説き、当時の人々に大きな影響を与えました⑬。

十八世紀のフランス社会は、第一身分の聖職者、第二身分の貴族、第三身分の平民で構成されていました。こうした体制のなか、人口の約九八パーセントを占めた第三身分の人々は、第一、第二身分を支えるために重い税で苦しんでいました。

啓蒙思想の影響を受け、一七八九年、パリの民衆は王政を批判した罪で捕らえられた人々が収容されていたバステューユ牢獄を襲うと、これに一部の貴族や商工業者、農民や都市の民衆も加わり、⑭フランス革命が起こりました。基本的人権の尊重と人民主権の考え方に基づく⑮人権宣言が発表され、ルイ十六世はギロチンによって処刑され、共和制が成立しました。

市民革命の代表とされるフランス革命は、ヨーロッパが市民社会に変わっていく転換点となりました。革命の余波を恐れた他のヨーロッパ諸国はフランスを攻撃し、軍人ナポレオン・ボナパルトの指揮のもとフランスはこれらを撃退すると、彼は政権を握り一八〇四年の国民投票で皇帝となりました。またナポレオンは民法典のナポレオン法典を定めました。

このようにして、フランスも近代社会を築いていきました。ナポレオンが武力によってヨーロッパ諸国を征服するなか、自由・平等の考え方はさらに広まります。そして、欧米諸国がアジアに進出することにより、こうした考え方は明治以降の日本にも大きな影響を及ぼすこととなります。

注⑫ルイ 14 世 (1638~1715) フランス絶対王政の最盛期の国王。「朕は国家なり」の言葉が有名。ベルサイユ宮殿を完成させ、末期には膨大な負債を抱えた。

注⑬ このころ活版印刷の技術向上で、書籍、雑誌、新聞などが発達しつつあり、彼らの著書や思想は、これらの印刷物によって多くの人の目にするところとなり、政治が盛んに議論された。

注⑭フランス革命 フランスはイギリスとの戦争に敗北し、アメリカ独立戦争への支援などで戦費がかさみ、国家財政は破綻状態だった。財政を立て直すため、ルイ 16 世が特権階級への課税を試みると、強い反発が起こり、3つの身分の代表による議会(三部会)が開かれた。身分ごとの決議方式に反対した第三身分が中心となり国民議会を発足させ、憲法制定に取り組んだ。議会弾圧のために軍隊が動員されると、民衆が蜂起した。

注⑮人権宣言 啓蒙思想の影響を受け、アメリカ独立宣言などを範とする。近代自由主義の原理を示すが、革命後のフランスとその植民地は混乱して革命が相次ぎ、長らく女性や黒人の人権は軽視された。

文献史料 人権宣言 (一七八九年、フランス、部分要約)

国民議会として構成されたフランス人民の代表者たちは、人の譲り渡すことのできない神聖な自然的権利を、厳粛な宣言において提示することを決意した。

第一条 人は生まれながらに、自由で平等な権利を持っている。社会的差別は、共同の利益に基づくものでなければ、設けてはいけない。

第三条 主権の源は、本質的に国民にある。いかなる団体や個人も、国民から発したものでない権威を行使することはできない。

第五条 法律によって禁止されていないすべての行為は妨げられない。また、法律が命じていないことを行うように強制されない。

第一一条 思想および意見の自由な表示は、人の最も貴重な権利の一つである。すべての市民は、その自由の濫用について責任を負うほかは、自由に話し、書き、印刷することができる。

フランスの旧体制 (アンシャン・レジーム)

第一身分と第二身分が「特権階級」で、高官の地位と富を独占したうえに、税が免除されていた。総人口のうち特権階級が占める割合はわずか2%だった。

ルイ 16 世の処刑

ゲオルク・ハインリク・ジーヴェキング筆 (Wikimedia Commons)

約2万人の群衆が埋め尽くした革命広場（現在のコンコルド広場）で刑が執行された。王は最期、群衆に向かって「人民よ、私は無実のうちに死ぬ」と叫んだ。

ナポレオン・ボナパルト (1769～1821)

ジャック・ルイ・ダヴィッド筆 (国立マルメゾン城美術館蔵、Wikimedia Commons)

即位後に欧州を征服するが、ロシア遠征に失敗してエルバ島に流され、後に帰国して「百日天下」を実現するも、ワーテルローの戦いに敗れ、セントヘレナ島に流されて死亡。

フランス革命のその後 フランス革命が起きると、革命の伝播を危惧した欧州の国々が干渉を始め、フランスはオーストリアに宣戦布告して革命戦争が勃発した。その後、ルイ16世が処刑されると諸国の懸念は拡大し、イギリス、オランダ、スペイン、イタリアおよびドイツ諸国との戦いに拡大した。革命政府は課税と徴兵を強化して恐怖政治（16）を敷き、反発する者を徹底的に弾圧したため、フランス国内で多くの犠牲者が出た。

注16 指導者ロベスピエールは1793年から94年の間に3万5,000人以上を処刑したほか、民衆の虐殺は激烈を極め、ヴァンデ地方だけで数十万人を殺害した。

このように、東書の記述に対する検討では、ほとんど全ての要素が令和の記述に含まれていること、また令和の記述に対する検討では、1718文字分の情報が追加されている。令和は東書の記述のほとんど全てを含んだうえで、各項目について一定程度記述の程度を詳述することで、高度の発展拡充させて記述している。

また、比較した部分は、本検定図書的全編を通じて、最も東書の記述との差が小さい部分であり、例えば対米戦争開戦への経緯は東書では約700字（232-233頁）であるのに対して、令和では約3200字（112-117頁）に及ぶ。また対米戦争の終戦の経緯は東書では約400字（236-237頁）であるのに対して、令和では約3700字（126-135頁）に及ぶ。

以上の理由により、本申請図書（令和）は歴史002-72（東書）と比較すると、相当程度大幅に「高度」に「発展拡充」した内容になっていると結論することができる。

もし、本申請図書が、これ以上に「高度」な内容を記述しないとできないとすると、およそ大学の一般教養で扱うことのない、極度に専門性の高い内容に踏み込まざるを得ず、高等学校の教科書検定を歪めることになることは明白である。

令和書籍株式会社

代表者 竹 田 恒 泰 殿

文部科学省初等中等教育局長

望 月 禎

検定申請図書の審査の結果について（通知）

下記の図書は，教科用図書検定規則第 7 条第 1 項及び第 8 条第 4 項の規定により，検定審査不合格と決定されましたので通知します。

なお，この決定について不服があるときは，この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に，文部科学大臣に対して行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。

記

1 受 理 番 号	1 0 7 - 9 0
2 学 校 種	高等学校
3 教科(種目, 学年)	地理歴史（歴史総合）
4 申請図書の名称	近現代の歴史

※教科用図書検定規則実施細則第 2 の 3 (4) の規定により，反論認否書を併せて交付します。

※教科用図書検定規則実施細則第 2 の 7 (2) の規定により，令和 8 年 6 月 1 日から 6 月 1 0 日までの期間に再申請を行うことができます。

〈本件担当〉

初等中等教育局教科書課検定調査第一係
TEL 03-5253-4111 (内線2396)
E-mail kentei@mext.go.jp

反論認否書

受理番号	107-90	学校 高等学校	教科 地理歴史	種目 歴史総合	学年
------	--------	---------	---------	---------	----

番号	指摘箇所		指摘事項	意見の認否	
	ページ	行		認否の別	認めない理由
1	全体		全体	否	反論は、中学校学習指導要領に基づき著作編集された中学校用教科書『国史教科書 第7版』の内容が、他の発行者の社会科（歴史的分野）の中学校用教科書の内容と比較して「高度」であるか否か等を示そうとするものであるが、指摘の趣旨は、学校教育法第五十条に定める高等学校の目的として示す「高等学校は、中学校における教育の基礎の上に…高度な普通教育…を施すこと」に照らし、高等学校学習指導要領と中学校学習指導要領は、内容及び内容の取扱いが異なるにもかかわらず、申請図書では、そのことが適切に踏まえられておらず、高等学校の目的を達成するための学習を行うことが非常に困難な構成となっていることである。反論は認められない。
2	全体		全体	否	反論は、中学校学習指導要領に基づき著作編集された中学校用教科書『国史教科書 第7版』の内容が、他の発行者の社会科（歴史的分野）の中学校用教科書の内容と比較して「発展拡充」したものであるか否か等を示そうとするものであるが、指摘の趣旨は、学校教育法第五十一条第一号に定める高等学校教育の目標として示す「義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて」に照らし、高等学校学習指導要領と中学校学習指導要領は、内容及び内容の取扱いが異なるにもかかわらず、申請図書では、そのことが適切に踏まえられておらず、高等学校教育の目標を達成するための学習を行うことが非常に困難な構成となっていることである。反論は認められない。

反論認否書

受理番号	107-90	学校 高等学校	教科 地理歴史	種目 歴史総合	学年
------	--------	---------	---------	---------	----

番号	指摘箇所		指摘事項	意見の認否	
	ページ	行		認否の別	認めない理由
3	全体		全体	否	反論は、中学校学習指導要領に基づき著作編集された中学校用教科書『国史教科書 第7版』の内容が、他の発行者の社会科（歴史的分野）の中学校用教科書の内容と比較して「高度」であるか否か等を示そうとするものであるが、指摘の趣旨は、高等学校学習指導要領の総則において、「中学校教育までの学習の成果が高等学校教育に円滑に接続され」ることに配慮しながら、学校段階間の接続を図るものとされていることに照らし、高等学校学習指導要領と中学校学習指導要領は、内容及び内容の取扱いが異なるにもかかわらず、申請図書では、そのことが踏まえられておらず、適切ではないとするものである。反論は認められない。